

○工事における概略積算方式の試行について

令和8年3月9日 7農振第2743号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛て
(国土交通省北海道開発局農業水産部長及び
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては参考送付)

新たな発注方式として、下記のとおり工事における概略積算方式を定め、令和8年3月9日以降に入札公告を行う工事から試行することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 目的

概略積算方式(以下「本方式」という。)とは、積算作業が煩雑となる工種や、現場条件によって数量精査が必要となる工種を対象として、当該工種の積算を率計上とすることで、当初発注時の積算作業や入札手続の省力化・合理化を図り、受発注者の負担軽減・作業の平準化を図るものである。

2 対象工事

本方式は、総合評価落札方式を適用する土木工事のうち、3に示す工種(以下「対象工種」という。)を含む工事において試行できるものとする。

3 対象工種

(1) 対象工種は、積算作業が煩雑となる工種や、現場条件によって数量精査が必要となる工種を対象として、工事工種体系ツリーに示す仮設工(種別(B-2レベル)又は細別(B-3レベル))の中から設定するものとする。

ただし、対象工種に係る直接工事費が直接工事費(対象工種を除く。)の総額の20%以下となるものに限ることとする。

(2) (1)に関連するものとして、工事工種体系ツリーに示す共通仮設(積上げ)のうち運搬費を対象工種に追加できるものとする。

4 手続方法等

(1) 発注準備段階

ア 対象工種の積算に当たっては、直接工事費(対象工種を除く。)の総額に対する率 α (%)により算出するものとし、積算書には一式金額を計上するものとする。

イ 率 α (%)は、以下のいずれかの方法によって算出するものとする。

(ア) 実施設計時点又は公告前の内部審査時点での設計、単価、歩掛等をも

とに算出する場合

$$\alpha (\%) = \frac{\text{対象工種に係る直接工事費}}{\text{直接工事費 (対象工種を除く。)} \\ \text{の総額}}$$

(イ) 過去の類似工事の実績をもとに算出する場合

$$\alpha (\%) = \frac{\text{過去の類似工事における対象工種の直接工事費の平均値}}{\text{過去の類似工事における直接工事費 (対象工種を除く。)} \\ \text{の総額の平均値}}$$

※ $\alpha (\%)$ は小数点第 1 位で切り捨て整数止めとする。

※イ) による算出については最低 3 工事以上の実績を活用する。

ウ 積算担当者は、(4) に示す契約後の受発注者協議において必要となる、対象工種に係る積算基準月の単価・歩掛について整理しておくものとする。

(2) 公告資料等

ア 入札公告、入札説明書、特別仕様書及び現場説明書等において、記載例をもとに本方式の適用及び留意事項等について記載するものとする。

イ 工事数量表について、対象工種に係る項目は、種別 (B-2 レベル) 又は細別 (B-3 レベル) で一式表示とする。

ウ 対象工種に係る指定仮設図は、参考図として取り扱うものとする。

エ 積算参考資料について、対象工種に係る項目は一式表示とする。また、積算参考資料 (公表用単価一覧表) について、対象工種に係る項目は非表示とする。

(3) 予定価格積算

ア (1) で設定した率 $\alpha (\%)$ は変更しないものとするが、公告期間中に単価月の更新等によって変動した直接工事費 (対象工種を除く。) の総額に率 $\alpha (\%)$ を乗じて予定価格を算出するものとする。

イ 率 $\alpha (\%)$ を乗じて算出した対象工種の直接工事費は、千円未満を四捨五入し千円単位で計上するものとする。

(4) 契約後の受発注者協議及び変更協議

ア 契約後の総価契約単価合意に係る協議においては、工事数量表に示す一式表示した対象工種の項目について、単価合意を行うことを基本とする。

イ その後、発注者は、受注者に対して、工事数量表で一式表示した対象工種の内訳等を提示する。

ウ 受注者は、発注者から提示された内訳等について設計照査を実施するものとし、現場条件等を踏まえ変更が必要な場合は、工事円滑化会議等を活用し、発注者と協議 (契約後 V E 提案を含む。) の上、契約数量の見直しを行うものとする。

エ 対象工種の施工後、実績を踏まえ工事数量等の変更協議を行うものとする。

5 その他留意事項

技術提案について、対象工種は含めないものとする。このため、対象工種の設定に当たっては十分留意すること。

6 適用

令和8年3月9日以降に入札手続を開始する工事から試行する。

なお、本方式の本格運用については、各地方農政局の試行結果を踏まえて検討するものとする。

(記載例) 入札公告及び入札説明書

第〇条 概略積算方式の試行について

本工事は、積算作業が煩雑となる工種や、現場条件によって数量精査が必要となる工種を対象として、当該工種の積算を率計上とすることで、当初発注時の積算作業や入札手続の省力化・合理化を図り、受発注者の負担軽減・作業の平準化を図る「概略積算方式」の試行工事である。

(記載例) 特別仕様書

第〇条 概略積算方式の試行について

本工事は、積算作業が煩雑となる工種や、現場条件によって数量精査が必要となる工種を対象として、当該工種の積算を率計上とすることで、当初発注時の積算作業や入札手続の省力化・合理化を図り、受発注者の負担軽減・作業の平準化を図る「概略積算方式」の試行工事である。

対象工種は、仮設工のうち〇〇〇工、□□□工・・・とする。

概略積算方式の対象工種（〇〇〇工、□□□工・・・）の契約数量については、契約締結後に監督職員より提示を行う。受注者は当該数量に係る設計照査を行うものとし、現場条件等を踏まえ変更が必要な場合は、発注者と協議（契約後VE提案を含む。）の上、契約数量の見直しを行うものとする。

※〇〇〇工、□□□工・・・は、各工事で選定した対象工種を記載すること

第〇条 契約変更

第〇条に示す契約数量に係る設計照査及び見直しの費用については、発注者と協議の上、契約変更の対象とする。

(記載例) 現場説明書

特別仕様書第〇条に示す対象工種(〇〇〇工、□□□工・・・)については、予定価格積算において、直接工事費(対象工種を除く。)の総額に〇%を乗じた額を計上している(千円未満を四捨五入し千円単位で計上)。

- ※ 直接工事費とは、土地改良工事積算基準(土木工事)に基づく工種を指し、建築工事の直接工事費や施設機械設備工事の直接工事費は含んでいない。
- ※ また、直接工事費(対象工種を除く。)の総額とは、仮設工以外を含む直接工事費(土木工事)の総額から対象工種の直接工事費を除いたものである。

また、対象工種に係る内訳や積算条件に関する事項等については、受発注者の作業負担軽減の観点から、原則、「入札説明書に対する質問」には回答しないことに留意されたい。

(記載例) 積算参考資料の取り扱いについて

2 積算参考資料の取り扱いに関する留意事項

(3) 積算参考資料の内容について、入札に係る質問書の提出期限までの間に、設計図書と積算参考資料に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、直ちに発注者に通知するものとする。なお、特別仕様書に示す対象工種に係る内訳や積算条件に関する事項等については、受発注者の作業負担軽減の観点から、原則、入札に係る質問書には回答しないことに留意されたい。

※なお書きを追記